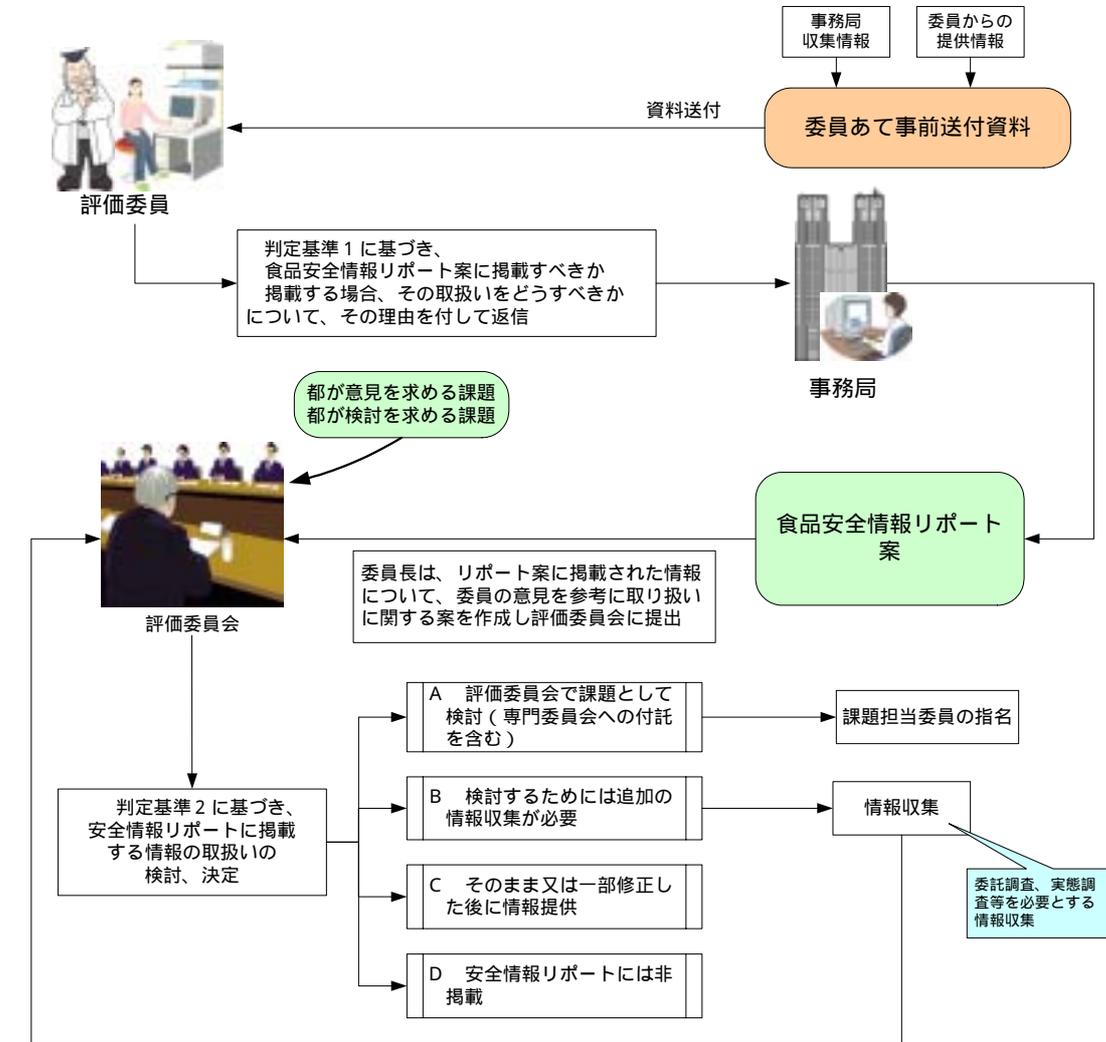


食品安全情報評価委員会における課題選定の方法



判定基準 1

健康被害の未然防止の視点
現在、健康被害が生じていないが、外国等での健康被害の発生や汚染実態などから、将来、都民の健康被害が発生するおそれのあるもの

危害の拡大防止の視点
現在、健康被害の端緒が見られているものの顕在化しておらず、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性があるもの

都民の不安解消の視点
以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民に不安を及ぼすおそれのあるもの

判定基準 2

評価委員会による検討が課題の解決に貢献する

YES

詳細に検討するだけの情報がある

YES

A 評価委員会で検討

NO

B 追加の情報収集を行う

NO

情報の重要性や正確性などの観点から都民に情報提供すべきである

YES

C そのまま又は一部修正した後に情報提供

NO

D 食品安全情報レポートから削除

国や国際機関の動向も見ながら判断する